

茨城県 J A 女性組織協議会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この協議会は、J A 女性組織相互の連絡を密にし、J A 関係機関と提携して、農家生活の近代化、農村女性の地位向上をはかり、明るい農村を築くことを目的とする。
- 第 2 条 この協議会は、茨城県 J A 女性組織協議会（以下 J A 女性協という）と称し、事務局を茨城県農業協同組合中央会内におく。
- 第 3 条 この協議会は、本県内の単位 J A 女性部をもって組織する。
- 第 4 条 この協議会は、第 1 条の目的達成のため次の事業を行う。
1. 会員相互の連絡提携に関する事項
 2. 単位組織の拡充強化に関する事項
 3. J A 意識の高揚と事業推進に関する事項
 4. J A 関係機関との提携に関する事項
 5. 農業経営並びに農家生活の合理化に関する事項
 6. その他目的達成に必要と認めた事項

第 2 章 役 員

- 第 5 条 この協議会に役員として理事 11 名、監事 2 名をおく。
役員は地区 J A から推薦されたものを総会の承認を得て選任する。
役員各地区の推薦人員は、県北地区 3 名、鹿行地区 2 名、県南地区 3 名、県西地区 3 名、県 J A フレッシュミズの会 2 名とする。
- 第 6 条 役員は、会長 1 名、副会長 3 名、監事 2 名を互選する。
ただし、会長は、総会選任時満 65 歳以下とする。
- 第 7 条 役員任期は 2 年とし再選を妨げない。
ただし、補欠により選任された者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 この協議会の役員任期は次のとおりとする。
1. 会長は協議会を代表し業務を統轄する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 理事は理事会を構成し業務遂行にあたる。
 4. 監事は会計の監査にあたる。
- 第 9 条 この協議会に総会の承認を得て、顧問および参与をおくことができる。
顧問および参与は理事会の諮問に応える。
顧問及び参与の任期は 2 年とし再選を妨げない。

第 3 章 総 会

- 第 10 条 総会は毎年 1 回通常総会を開くほか、必要により、臨時総会を開くことができる。
- 第 11 条 総会は会員の代表をもって構成し、代表者の過半数の出席をもって成立する。

- 第12条 総会の議長は出席者の中から選出する。
- 第13条 総会の議長は出席者の過半数をもって決定する。
- 第14条 総会の議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第15条 次の事項は総会で定めなければならない。
1. 規約の変更
 2. 事業報告ならびに決算書の承認
 3. 事業計画ならびに収支予算の設定
 4. 役員を選任
 5. 会費の賦課および徴収方法
 6. その他必要と認めた事項

第4章 会 計

- 第16条 この協議会の経費は、会費および助成金、その他収入による。
- 第17条 この協議会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 事 務 局

- 第18条 この協議会に事務局を設け、事務局長および幹事若干名をおく。
事務局長および幹事はそれぞれの所属責任者の了解を得て会長がこれを委嘱する。
- 第19条 事務局長および幹事長は会長の命を受けて事務にあたる。

附 則

1. この規約は昭和29年3月28日から施行する。
2. この規約の改正は昭和36年7月7日から施行する。
3. この規約の改正は昭和46年4月28日から施行する。
4. この規約の改正は昭和50年4月1日から施行する。
5. この規約の改正は平成8年4月23日から施行する。
6. この規約の改正は平成11年5月23日から施行する。
7. この規約の改正は平成13年4月24日から施行する。
8. この規約の改正は平成21年4月22日から施行する。
9. この規約の改正は平成26年4月24日から施行する。
10. この規約の改正は平成29年4月19日から施行する。